

都道府県中間年評価書
(集落協定等へのアンケート関係)

都道府県名	鹿児島県	担当部署	農政部農村振興課
-------	------	------	----------

IV アンケート調査の対象協定（集落）等数

	協定等数	アンケート実施 協定等数
集落協定	632 協定	125 協定
個別協定	2 協定	2 協定
廃止協定	63 協定	23 協定
未実施集落	148 集落	19 集落
市町村	26 市町村	26 市町村

V-1 集落協定へのアンケート調査結果の評価

1 集落協定の範囲等

(1) 協定対象農用地と農業集落の農用地の範囲（範囲の図は別添のとおり）

	協定数	割合
① 1つの集落協定の中に、複数の農業集落がある例-1	10 協定	8 %
② 1つの集落協定の中に、複数の農業集落がある例-2	6 協定	4.8 %
③ 1つの集落協定の中に、1つの農業集落がある例-1	75 協定	60 %
④ 1つの集落協定の中に、1つの農業集落がある例-2	24 協定	19.2 %
⑤ 1つの農業集落の中に、複数の集落協定がある例-1	7 協定	5.6 %
⑥ 1つの農業集落の中に、複数の集落協定がある例-2	3 協定	2.4 %

(2) 集落協定の話合いの持ち方

	協定数	割合
① 中山間地域等直接支払制度のための話合いを開催	96 協定	76.8 %
② 地域の他の話合いとともに、中山間地域等直接支払制度の話合いを開催	29 協定	23.2 %

2 集落戦略

(1) 集落戦略の作成に当たっての工夫

	協定数	割合
① アンケートや戸別訪問等により、話合いの方法を工夫した	10 協定	8 %
② 話合いをリードする者を活用して進めた	25 協定	20 %
③ 市町村や関係機関の協力を得て進めた	34 協定	27.2 %
④ 協定参加者が、今後も健在であることを前提として作成を進めた	28 協定	22.4 %
⑤ 担い手やリーダーの確保、農地中間管理機構への農地の貸付等に取り組んでいくことを前提に作成を進めた	5 協定	4 %
⑥ 集落戦略の作成範囲を分割し、一つの話合いの単位を小さくして作成した	3 協定	2.4 %
⑦ その他	協定	0 %
⑧ 特になし	2 協定	1.6 %
⑨ まだ作成していない	27 協定	21.6 %

(2) 集落戦略の作成の効果

	協定数	割合
①集落営農を組織化・法人化した又はその計画がある	1 協定	0.8 %
②認定農業者や新規就農者を確保した又は確保する計画がある	6 協定	4.8 %
③集落でまとまって農地中間管理機構に農用地を貸し付けた又はその手続きを進めている	5 協定	4 %
④一部の農用地を農地中間管理機構に貸し付けた又はその手続きを進めている	2 協定	1.6 %
⑤担い手に農用地を貸し付けた又はその計画がある（農地中間管理機構を使わないケース）	20 協定	16 %
⑥基盤整備等により耕作条件を改善した又はその計画がある	8 協定	6.4 %
⑦スマート農業等の省力化技術を導入した又はその計画がある	11 協定	8.8 %
⑧耕作条件が劣る農地の粗放的管理や林地化を実施又はその計画がある	2 協定	1.6 %
⑨鳥獣害対策を実施した又はその計画がある	41 協定	32.8 %
⑩所得確保のため高収益農産物の生産や加工等を始めた又はその計画がある	協定	0 %
⑪他の協定等との統合・連携をした又はその計画がある	4 協定	3.2 %
⑫高齢者等への声掛けや見守り等の生活支援活動を開始した又はその計画がある	7 協定	5.6 %
⑬特に何もしていない	29 協定	23.2 %
⑭その他	1 協定	0.8 %

2の(1)及び(2)について都道府県の所見【必須】

集落戦略を作成済み・作成中であっても、特に何もしていない協定が約2割となっていることが読み取れる。地域の農業の維持のため、集落戦略の有効活用を促進する必要がある。

2の(1)及び(2)について第三者機関の意見【必須】

具体的な意見

- 集落戦略の作成及び効果測定については、①. 協定農用地の将来像、②. ①を含む集落全体の将来像、③. 課題及び対策について、協定参加者で話し合いを行い合いながら作成し、集落全体の指針となるよう推進する（6～10年度を見据えた地域の将来、地域の農地を誰が、どのようにして、利用・管理していくか等）。
- 鳥獣被害のように切羽詰まった課題への対処は早期に進むが、一方では折角作成した集落戦略が有効に機能していないように思われる。作成と同時にその実施までのロードマップも明示してはどうだろうか。
- （高齢化により集落戦略作成の事務手続き等が難しい協定もあると思われるので）高齢化した地区への支援が必要。

3 加算措置に取り組む際に中心となった者

	協定数				
	広域化加算	集落機能強化加算	生産性向上加算	棚田加算	超急傾斜加算
①協定代表者	1 (1%)	1 (1%)	8 (6%)	3 (2%)	2 (2%)
②協定代表者以外の協定参加者	(0%)	1 (1%)	5 (4%)	(0%)	1 (1%)
③統合された集落協定又は集落の側から	(0%)	(0%)	1 (1%)	(0%)	(0%)
④市町村等の行政からの働きかけ	(0%)	1 (1%)	(0%)	3 (2%)	1 (1%)
⑤その他	(0%)	(0%)	(0%)	(0%)	(0%)

4 第5期対策における本制度の効果について

(1) 本制度に取り組まなかった場合に協定対象農地が荒廃農用地になっていた割合

	協定数	割合
①協定対象農用地の1割未満	35 協定	28 %
②協定対象農用地の1～3割	57 協定	45.6 %
③協定対象農用地の3～5割	9 協定	7.2 %
④協定対象農用地の5割以上	7 協定	5.6 %
⑤荒廃化していない	17 協定	13.6 %

(2) 隣接する集落の状況

ア 隣接する集落の本制度の取組状況

	協定数	割合
①隣接する集落は本制度に取り組んでいる	71 協定	56.8 %
②隣接する集落は本制度に取り組んでいない	32 協定	25.6 %
③隣接する集落が本制度に取り組んでいるか分からない	22 協定	17.6 %

イ 本制度に取り組んでいない隣接集落の農用地の荒廃状況

	協定数	割合
①ここ数年、荒廃した農地が目立ってきた	10 協定	8 %
②ここ数年、耕作されていない農用地が目立ってきた	10 協定	8 %
③以前と変わらない	12 協定	9.6 %
④以前よりも荒廃や耕作されていない農用地が減った	協定	0 %
⑤その他	協定	0 %

(3) 本制度や加算に取り組んだことによる効果

	協定数					
	ア 制度による全体の効果	イ 加算に取り組んだことによる効果				
		広域化加算	集落機能強化加算	生産性向上加算	棚田加算	超急傾斜加算
①荒廃農地の発生防止	103 (82%)	2 (0%)	2 (2%)	3 (2%)	2 (2%)	
②水路・農道等の維持、地域の環境が保全された	106 (85%)	2 (2%)	1 (1%)	3 (2%)	2 (2%)	
③農業機械等の共同利用により作業が効率化した	22 (18%)	1 (0%)	7 (1%)	1 (0%)	1 (1%)	
④農業（農外）収入が増加した	10 (8%)	0 (0%)	1 (0%)	1 (1%)	0 (0%)	
⑤集落営農の組織化・法人化、新規就農者等の担い手を確保（増加）した	8 (6%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	
⑥担い手への農地の集積・集約化が進んだ	19 (15%)	1 (0%)	1 (1%)	1 (1%)	0 (0%)	
⑦鳥獣被害が減少した	47 (38%)	1 (0%)	1 (1%)	1 (1%)	2 (2%)	
⑧荒廃農地を再生した	12 (10%)	0 (0%)	2 (2%)	1 (1%)	0 (0%)	
⑨都市住民等との交流が増加した	4 (3%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	
⑩定住者等を確保した	1 (1%)	1 (1%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	
⑪地域での生活支援活動（高齢者世帯への声掛け、子どもの見守り、買い物支援、雪かき・雪下ろし等）を開始（拡大）した	2 (2%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	
⑫集落の寄り合いや行事等の集落機能が維持された	24 (19%)	0 (0%)	1 (1%)	0 (0%)	0 (0%)	
⑬その他	1 (1%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	
⑭特に効果は感じられない	3 (2%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	1 (1%)	

4の(1)から(3)について都道府県の所見【必須】

アンケートを実施した協定のうち8割以上の協定で「荒廃農地の発生防止」「水路・農道等の維持、地域の環境が保全された」効果があったと回答しており、多くの協定において事業の効果を実感していることが読み取れる。

4の(1)から(3)について第三者機関の意見【必須】

具体的な意見

- 第5期対策3年目（令和4年）を目途の作成段階において、本制度や加算に取り組んだことによる効果としては、コロナ禍等の外圧（燃料費・資肥料費の高騰等）にもかかわらず、評価できる。
- 荒廃農地の発生防止、水路・農道の維持管理、鳥獣被害対策は引き続き加算措置で手厚い支援を実施する必要がある。

5 集落協定が実施している各種の活動

(1) 集落協定が実施している活動

	協定数	
	ア 現在実施している活動	イ 今後実施予定の活動（今後も継続する活動含む）
①協定対象農用地以外の農用地の保全活動（草刈り、耕起、畦畔の草刈り、法面の管理等）	62 (50%)	55 (44%)
②協定対象農用地に隣接しない農道・水路等の維持・管理活動（多面的機能支払による活動を含む）	45 (36%)	46 (37%)
③鳥獣緩衝帯の設置・草刈り	40 (32%)	36 (29%)
④維持できなくなった農地の林地化（計画的な植林）	3 (2%)	3 (2%)
⑤農作業の共同化	26 (21%)	22 (18%)
⑥農業機械の共同利用	26 (21%)	28 (22%)
⑦鳥獣害対策	75 (60%)	69 (55%)
⑧放牧、景観作物の栽培等の粗放的農地利用	28 (22%)	27 (22%)
⑨都市住民との交流活動	0 (0%)	1 (1%)
⑩農産物の販売・加工	2 (2%)	4 (3%)
⑪地域での生活支援活動（高齢者世帯への声掛け、子どもの見守り、買い物支援、雪かき・雪下ろし等）	4 (3%)	7 (6%)
⑫生き物観察や生物保全活動	2 (2%)	2 (2%)
⑬その他	0 (0%)	0 (0%)
⑭協定対象農用地の保全活動、農道・水路等の維持・管理活動以外の活動はしていない	19 (15%)	23 (18%)

(2) (1)の活動に当たっての連携組織

	協定数	
	ア 現在実施している活動	イ 今後実施予定の活動（今後も継続する活動含む）
①市町村、都道府県	43 (34%)	50 (40%)
②自治会、町内会	63 (50%)	62 (50%)
③子ども会、婦人会、青年会、老人会、地域の団体	14 (11%)	15 (12%)
④地域運営組織	10 (8%)	12 (10%)
⑤社会福祉協議会、NPO、社会福祉法人	0 (0%)	1 (1%)
⑥保育園・幼稚園、小・中学校、高等学校	5 (4%)	5 (4%)
⑦大学	0 (0%)	1 (1%)
⑧他の集落協定、集落営農組織、多面的機能支払交付金の活動組織、土地改良区、JA	40 (32%)	40 (32%)
⑨民間企業	1 (1%)	1 (1%)
⑩地域おこし協力隊	0 (0%)	3 (2%)
⑪その他	1 (1%)	1 (1%)
⑫連携している組織はない	33 (26%)	33 (26%)

5の(1)及び(2)について都道府県の所見【必須】

約5割の協定で自治会・町内会と連携しているが、一方で約3割の協定が連携している組織がないことが読み取れる。地域の関係組織との連携を促進していく必要がある。

5の(1)及び(2)について第三者機関の意見【必須】

具体的な意見

- 本制度の効果をさらに向上させるため、新たな活動を誘発するためのNPO等、行政以外の連携の促進や行政OBなどを活用した専門指導者によるサポート・コーディネーター体制の構築などを検討すべきである。
- 協定対象農用地以外や隣接しない道路の保全活動なども含まれ、是非新たな力(農村RMO)などを活用して今以上に他の団体などとの連携を進めるべきだと思う。

V-2 個別協定へのアンケート調査結果の評価

1 第5期対策における本制度の効果

(1) 本制度に取り組みなかった場合に協定対象農用地が荒廃農地になっていた割合

	協定数	割合
①協定対象農用地の1割未満	協定	0 %
②協定対象農用地の1～3割	協定	0 %
③協定対象農用地の3～5割	1 協定	50 %
④協定対象農用地の5割以上	協定	0 %
⑤荒廃化していない	1 協定	50 %

(2) 隣接する集落の状況

ア 隣接する集落の本制度の取組状況

	協定数	割合
①隣接する集落は本制度に取り組んでいる	協定	0 %
②隣接する集落は本制度に取り組んでいない	協定	0 %
③隣接する集落が本制度に取り組んでいるか分からない	2 協定	100 %

イ 本制度に取り組んでいない隣接集落の農用地の荒廃状況

	協定数	割合
①ここ数年、荒廃した農地が目立ってきた	協定	0 %
②ここ数年、耕作されていない農用地が目立ってきた	協定	0 %
③以前と変わらない	協定	0 %
④以前よりも荒廃や耕作されていない農用地が減った	協定	0 %
⑤その他	協定	0 %

(3) 本制度に取り組んだことによる効果

	協定数	割合
①荒廃農地の発生防止	2 協定	100 %
②水路・農道等の維持、地域の環境が保全された	2 協定	100 %
③農業機械等の共同利用により作業が効率化した	協定	0 %
④農業（農外）収入が増加した	協定	0 %
⑤集落営農の組織化・法人化、新規就農者等の担い手を確保（増加）した	協定	0 %
⑥担い手への農地の集積・集約化が進んだ	協定	0 %
⑦鳥獣被害が減少した	協定	0 %
⑧荒廃農地を再生した	協定	0 %
⑨都市住民等との交流が増加した	協定	0 %
⑩定住者等を確保した	協定	0 %
⑪地域での生活支援活動（高齢者世帯への声掛け、子どもの見守り、買い物支援、雪かき・雪下ろし等）を開始（拡大）した	協定	0 %
⑫集落の寄り合いや行事等の集落機能が維持された	協定	0 %
⑬その他	協定	0 %
⑭特に効果は感じられない	協定	0 %

2 今後の経営意向

(1) 経営規模の拡大意向

	協定数	割合
①規模拡大の意向がある	協定	0 %
②現状維持	2 協定	100 %
③規模拡大より農地を集約したい	協定	0 %
④規模を縮小したい（農業経営をやめる意向を含む）	協定	0 %

(2) 規模拡大に当たっての農用地の条件

	協定数	割合
①農地面積や圃場条件にはこだわらない	協定	0 %
②基盤整備済みの圃場であること	協定	0 %
③農業用水（灌水施設を含む）が利用できること	協定	0 %
④鳥獣害防止柵等の対策が講じられていること	協定	0 %
⑤農道の整備やほ場に大型機械が入ること	協定	0 %
⑥日当たりや水はけの良い圃場であること	協定	0 %
⑦環境保全型農業に適した圃場であること	協定	0 %
⑧ほ場が面的にまとまっていること	協定	0 %
⑨賃料が安いこと	協定	0 %
⑩その他	協定	0 %

V-3 廃止協定へのアンケート調査結果の評価

1 第4期末まで協定対象農用地として維持・管理してきた農用地の現在の状況

	元協定数	割合
① 荒廃した農用地がある	12 協定	52 %
② 作付けしない農用地がある	17 協定	74 %
③ 転用された農用地がある	2 協定	9 %
④ 林地化（植林）された農用地がある	協定	0 %
⑤ 景観作物の作付や放牧等の粗放的利用されている農用地がある	1 協定	4 %
⑥ 担い手から所有者に返還された農用地がある	4 協定	17 %
⑦ 担い手に貸し付けされた農用地がある	5 協定	22 %
⑧ 鳥獣被害が発生している	13 協定	57 %
⑨ 災害による被害を受けた農用地がある	3 協定	13 %
⑩ 基盤整備された農用地がある（令和2年4月以降）	協定	0 %
⑪ 以前と特に変わらない（令和2年4月以降）	3 協定	13 %
⑫ その他	協定	0 %

1 について都道府県の所見【必須】

約5割の協定で荒廃した農用地、約7割の協定で作付けしなくなった農用地があることから、協定の廃止による影響があったことが読み取れる。

1 について第三者機関の意見【必須】

具体的な意見

- 荒廃農地や耕作放棄地に関しては、調査員の現地調査（荒廃農家＝再生利用が可能な荒廃農地か、再生利用が困難と見込まれる荒廃農地かの判断）の状態を見て判断（客観ベース）、農家等の耕作意思で判断する耕作放棄（主観ベース）の精査が重要な判断となる。発生防止と解消の取組については、施策効果は（荒廃農地の発生防止〇〇ha、荒廃農地の解消〇〇ha等）支援体制の構築、持続的な土地利用に向けた事業と制度等の観点からも、農地転用か荒廃農地の発生比率等の将来を見据えた有用なデータ管理が求められよう。
- アンケートの⑪の「以前と特に変わらない」と考える協定が3協定と少なからず存在することから、仮に協定を続けていたら、①の「荒廃した農用地」、②の「作付けしない農用地」の発生がどの位抑えられていたと推測出来るのかも尋ねて頂きたかった。

2 集落の共同活動

(1) 現在の集落での共同活動

	元協定数	割合
① 農地の保全活動（草刈り、耕起、畦畔の草刈り、法面の管理等）	14 協定	61 %
② 農道・水路等の維持・管理活動（多面的機能支払による活動を含む）	17 協定	74 %
③ 鳥獣緩衝帯の設置・草刈り	2 協定	9 %
④ 維持できなくなった農地の林地化（計画的な植林）	協定	0 %
⑤ 農作業の共同化	2 協定	9 %
⑥ 農業機械の共同利用	1 協定	4 %
⑦ 鳥獣害対策	6 協定	26 %
⑧ 放牧、景観作物の栽培等の粗放的農地利用	協定	0 %
⑨ 都市住民との交流活動	協定	0 %
⑩ 農産物の販売・加工	1 協定	4 %
⑪ 地域での生活支援活動（高齢者世帯への声掛け、子どもの見守り、買い物支援、雪かき・雪下ろし等）	2 協定	9 %
⑫ 生き物観察や生物保全活動	協定	0 %
⑬ その他	1 協定	4 %
⑭ 集落で共同活動は実施していない	3 協定	13 %

(2) 現在の共同活動の参加者の数

	元協定数	割合
① 集落協定の活動していた当時より減った	17 協定	74 %
② 集落協定の活動していた当時より増えた	協定	0 %
③ 集落協定の活動していた当時と変わらない	5 協定	22 %

2の(1)及び(2)について都道府県の所見【必須】

約7割の廃止協定で行っている農道・水路等の維持・管理活動など、協定を廃止しても、共同活動を継続して実施している集落もあることが読み取れる。

2の(1)及び(2)について第三者機関の意見【必須】

具体的な意見

- 「参加人数が当時と変わらない」と答えた協定の当事者にこの制度の使いにくさ、廃止した理由など深く聞くべき。問題点がより明確化すると思われる。

3 5年後（令和10年度）の集落の状況

(1) 「話し合い」や「行事」のまとめ役（リーダー）となる者の5年後の有無

	元協定数	割合
①いる	7 協定	30 %
②いない	15 協定	65 %

(2) 地域の農業の「担い手」の5年後の有無

	元協定数	割合
①いる	7 協定	30 %
②いない	15 協定	65 %

(3) 集落の農用地の5年後の荒廃状況

	元協定数	割合
①集落の農用地の1割未満が荒廃する	3 協定	13 %
②集落の農用地の1～3割が荒廃する	12 協定	52 %
③集落の農用地の3～5割が荒廃する	1 協定	4 %
④集落の農用地の5割以上が荒廃する	6 協定	26 %
⑤荒廃化しない	協定	0 %

3の(1)から(3)について都道府県の所見【必須】

多くの廃止協定で5年度には集落のまとめ役等がいなくなり、全ての廃止協定で荒廃農地が発生する可能性があることが読み取れる。

3の(1)から(3)について第三者機関の意見【必須】

具体的な意見

- 全国的に見ても、中山間地域等においては、対象農用地はあるものの「高齢化等により協定を5年間継続することが困難」との理由から、協定自体を廃止する集落や、仮に制度を継続できても、多くの高齢農業者の不参加により協定面積が縮小してしまう集落が相当数存在する。集落協定を5年間継続できない場合の、遡及返還措置は、耕作放棄地の発生防止に大きな効果を上げている。

- さらなる水系ごとの近隣協定の広域化を図る必要がある。

4 集落協定の範囲等

(1) 元協定対象農用地と農業集落の農用地の範囲（範囲の図は別添のとおり）

	協定数	割合
①1つの集落協定の中に、複数の農業集落がある例-1	協定	0 %
②1つの集落協定の中に、複数の農業集落がある例-2	協定	0 %
③1つの集落協定の中に、1つの農業集落がある例-1	11 協定	48 %
④1つの集落協定の中に、1つの農業集落がある例-2	5 協定	22 %
⑤1つの農業集落の中に、複数の集落協定がある例-1	1 協定	4 %
⑥1つの農業集落の中に、複数の集落協定がある例-2	5 協定	22 %

(2) 集落協定の話し合いの持ち方

	協定数	割合
①中山間地域等直接支払制度のための話し合いを開催	14 協定	61 %
②地域の他の話し合いとともに、中山間地域等直接支払制度の話し合いを開催	6 協定	26 %

5 近隣の集落協定から誘いがあった場合の対応

	元協定数	割合
①元協定参加農家の中には、参加する農家もいると思われる	13 協定	57 %
②活動に参加する農家はない	8 協定	35 %
③近隣集落に協定がない	1 協定	4 %

5について都道府県の所見【必須】

約6割の廃止協定の中には、誘いがあれば参加する農家もいると思われるため、近隣協定の広域化を促進する余地があることが読み取れる。

5について第三者機関の意見【必須】

具体的な意見

- ①の「農家もいると思われる」は②の「参加する農家はいない」に限りなく近い内容だと思う。協定を廃止した時点で既にやる気が失せる傾向にあるのではと推察。完全に協定廃止が決まる前、その兆候が見受けられた時を逃すことなく広域化への丁寧な誘導が必要な気がする。

- 本制度の推進にあたっては、高齢化が進む中、集落間連携や複数集落における「集落協定」の締結などを進めるに当たってのサポート・コーディネーター体制が十分なのかを検討する必要がある。

V-4 未実施集落へのアンケート調査結果の評価

1 現在の集落の状況

(1) 「話し合い」や「行事」のまとめ役（リーダー）となる者の有無

	集落数	割合
①いる	13 集落	68 %
②いない	6 集落	32 %

(2) 地域の農業の「担い手」の有無

	集落数	割合
①いる	12 集落	63 %
②いない	7 集落	37 %

(3) 現在の集落での共同活動

	集落数	割合
①農地の保全活動（草刈り、耕起、畦畔の草刈り、法面の管理等）	6 集落	32 %
②農道・水路等の維持・管理活動（多面的機能支払による活動を含む）	6 集落	32 %
③鳥獣緩衝帯の設置・草刈り	1 集落	5 %
④維持できなくなった農地の林地化（計画的な植林）	集落	0 %
⑤農作業の共同化	集落	0 %
⑥農業機械の共同利用	集落	0 %
⑦鳥獣害対策	2 集落	11 %
⑧放牧、景観作物の栽培等の粗放的農地利用	集落	0 %
⑨都市住民との交流活動	集落	0 %
⑩農産物の販売・加工	集落	0 %
⑪地域での生活支援活動（高齢者世帯への声掛け、子どもの見守り、買い物支援、雪かき・雪下ろし等）	集落	0 %
⑫生き物観察や生物保全活動	集落	0 %
⑬その他	5 集落	26 %
⑭集落で共同活動は実施していない	8 集落	42 %

1の(1)から(3)について都道府県の所見【必須】

未実施集落においても、約3割の集落で農地の保全活動や農道・水路等の維持・管理活動を行っていることが読み取れる。

1の(1)から(3)について第三者機関の意見【必須】

特段の意見なし

2 農用地の状況

(1) 農用地の耕作者

	集落数	割合
①地域の担い手が主に耕作	集落	0 %
②地域の担い手と各農家がそれぞれ耕作	5 集落	26 %
③各農家がそれぞれ耕作	14 集落	74 %
④ほとんどの農地が荒廃化し、誰も耕作していない	集落	0 %

(2) 集落の農用地の状況

ア 最近5年間の集落の農用地の状況の変化

	集落数	割合
① 荒廃した農用地がある	2 集落	11 %
② 作付けしない農用地がある	6 集落	32 %
③ 転用された農用地がある	集落	0 %
④ 林地化（植林）された農用地がある	集落	0 %
⑤ 景観作物の作付や放牧等の粗放的利用されている農用地がある	集落	0 %
⑥ 担い手から所有者に返還された農用地がある	集落	0 %
⑦ 担い手に貸し付けされた農用地がある	3 集落	16 %
⑧ 鳥獣被害が発生している	3 集落	16 %
⑨ 災害による被害を受けた農用地がある	集落	0 %
⑩ 基盤整備された農用地がある（令和2年4月以降）	1 集落	5 %
⑪ 以前と特に変わらない（令和2年4月以降）	12 集落	63 %
⑫ その他	4 集落	21 %

イ 集落の農用地の5年後の荒廃状況

	集落数	割合
① 集落の農用地の1割未満が荒廃する	5 集落	26 %
② 集落の農用地の1～3割が荒廃する	2 集落	11 %
③ 集落の農用地の3～5割が荒廃する	集落	0 %
④ 集落の農用地の5割以上が荒廃する	2 集落	11 %
⑤ 荒廃化しない	10 集落	53 %

2の(1)及び(2)について都道府県の所見【必須】

約5割の集落が、5年度には荒廃化する農用地があると認識していることが読み取れる。

2の(1)及び(2)について第三者機関の意見【必須】

具体的な意見

- 農用地状況について、「V-3」の廃止協定に比べて「荒廃した農用地」や「作付けしない農用地」の割合がずいぶん低いように思われる。また、廃止協定では5年後には5割以上の農用地が荒廃するとの回答ですが、ここでは5割以上の農用地が荒廃しないと回答。このことをどう見るか？
- 約5割の集落が、5年度には荒廃化する農用地があると認識する現実、さらなる荒廃農地の発生防止と解消の取組が求められる。
 - ① 地域・集落の共同利用（多面的機能支払交付金，中山間地域等直接支払交付金）
 - ② 鳥獣害対策（鳥獣被害防止対策交付金，中山間地域等直接支払交付金）
 - ③ 農地中間管理機構（農地中間管理事業，農地耕作条件改善事業）
 - ④ 基盤整備（圃場整備事業，都道府県・市町村単独事業＝以下単独事業）
 - ⑤ 新規就農者（農業次世代人材投資事業，単独事業）
 - ⑥ 企業参入（農地中間管理事業，単独事業）
 - ⑦ 6次産業化（農業競争力強化農地整備事業，産地パワーアップ事業）
 - ⑧ 農福連携（農山漁村振興交付金，単独事業）

3 中山間地域等直接支払制度の認知度

(1) 中山間地域等直接支払制度を知っているか

	集落数	割合
① 聞いたこともあり、少しは制度の内容を知っている	5 集落	26 %
② 制度があることは知っているが、内容は知らない	6 集落	32 %
③ 知らない	8 集落	42 %

(2) 中山間地域等直接支払制度が集落の話合いで出たことがあるか

	集落数	割合
① 集落で中山間地域等直接支払制度の話が出たことがある	3 集落	16 %
② 出たことはない	16 集落	84 %

(3) 中山間地域等直接支払制度に取り組みなかった理由

	集落数	割合
①集落内の合意が取れなかったため	2 集落	11 %
②交付金の返還等の要件が厳しかったため	集落	0 %
③事務手続きが負担となるため	4 集落	21 %
④制度の対象となる農用地の要件を満たさなかったため	3 集落	16 %
⑤取り組みに当たって、中心となるリーダーがいなかったため	5 集落	26 %
⑥農家が高齢化しており、5年間続ける自信がなかったため	2 集落	11 %
⑦地域農業の中心となる者がいなかったため	3 集落	16 %
⑧農業収入が見込めなかったため	集落	0 %
⑨鳥獣被害が増加していたため	1 集落	5 %
⑩近隣の集落も取り組んでいなかったため	集落	0 %
⑪ほ場条件が悪いため	2 集落	11 %
⑫中山間地域等直接支払制度がなくても農用地の維持・管理が可能であるため	集落	0 %
⑬その他	5 集落	26 %

(4) 中山間地域等直接支払制度に取り組む意向の有無

	集落数	割合
①ある	集落	0 %
②ない	19 集落	100 %

3の(1)から(4)について都道府県の所見【必須】

全集落が本制度に取り組む意向がないと回答しているが、制度内容を知らない集落が約7割となっていることから、まずは制度内容の周知を推進していく必要がある。

3の(1)から(4)について第三者機関の意見【必須】

具体的な意見

- 制度を知らない地区への説明が急務。リーダーとなる方を発掘する必要がある。
- 全ての集落が取り組む意向がないことに驚きました。知らないのに知ろうとしない、事務作業等が大変そう、ほどほどに現状上手くやってるから、というところだろうか。
直接支払い制度を利用しやすい制度へ改善して行くのはもちろんだが、まずは対象となる方々にしっかり知ってもらい、利用してもらわないといけない。制度を利用していても荒廃農地が増える一方なのに、待ったなしの状況だと思われる。
協定廃止の集落や未実施の集落のアンケートを見ていると、この制度がやはり使い難い制度なんだろうなと思われる。
- 「中山間地域等直接支払制度」の認知度に係るデータとしてその基本的認識度のギャップに驚く。わが国農政史上初の試みとして、平成12年から「中山間地域等直接支払制度」が導入され、平成27年度からは、多面的機能支払、環境保全型農業直接支払とともに、「日本型直接支払制度」として「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律」に基づいて実施されている。この制度は、生産条件が不利な地域の生産コストを交付金で賄うことで荒廃農地の発生を防ぎ、農業・農村の持つ多面的機能を維持することを目的としており、現在第5期対策（令和2年度～令和6年度）が実施され、中間評価・検証の段階である。要因分析では、個人配分が集落協定の広域化や集落連携等の推進を妨げる一因となっているのではないだろうか。
いずれにしても本制度の認知度アップについては、さらに、現地調査、行政団体・農業団体からの意見聴取を行い、制度の検証と今後のあり方等の検討を願う。

V-5 市町村へのアンケート調査結果の評価

1 第5期対策の中山間等直接支払制度の効果

(1) 荒廃農地の発生・防止への貢献の程度

	市町村数	割合
①かなり貢献した	9 市町村	35 %
②一定程度貢献した	17 市町村	65 %
③やや貢献した	市町村	0 %
④貢献していない	市町村	0 %

(2) 本制度の効果

	協定数	割合
①荒廃農地の発生防止	25 市町村	96 %
②水路・農道等の維持、地域の環境が保全された	23 市町村	88 %
③農業機械等の共同利用により作業が効率化した	9 市町村	35 %
④農業（農外）収入が増加した	1 市町村	4 %
⑤集落営農の組織化・法人化、新規就農者等の担い手を確保（増加）した	3 市町村	12 %
⑥担い手への農地の集積・集約化が進んだ	5 市町村	19 %
⑦鳥獣被害が減少した	13 市町村	50 %
⑧荒廃農地を再生した	6 市町村	23 %
⑨都市住民等との交流が増加した	市町村	0 %
⑩定住者等を確保した	市町村	0 %
⑪地域での生活支援活動（高齢者世帯への声掛け、子どもの見守り、買い物支援、雪かき・雪下ろし等）を開始した	1 市町村	4 %
⑫集落の寄り合いや行事等の集落機能が維持された	7 市町村	27 %
⑬その他	市町村	0 %
⑭特に効果は感じられない	市町村	0 %

(3) 本制度の必要性

	協定数	割合
①現行制度を維持し、制度を継続する必要がある	14 市町村	54 %
②制度の見直しを行い、継続する必要がある	12 市町村	46 %
③制度を廃止しても構わない	市町村	0 %

1の(1)から(3)について都道府県の所見【必須】

全ての市町村が、本制度に荒廃農地の発生防止などの効果があり、継続していく必要があると認識していることが読み取れる。

1の(1)から(3)について第三者機関の意見【必須】

具体的な意見

- 制度をうまく利用している地区については効果を認識していると思われる。
- さらなる継続の必要性が認められる。

2 本制度の改善点等

(1) 本制度の改善点

	協定数	割合
①対象地域の要件緩和	6 市町村	23 %
②傾斜区分の要件緩和	8 市町村	31 %
③一団の農用地（1ha以上）の要件緩和	6 市町村	23 %
④協定活動期間（5年間）の緩和	12 市町村	46 %
⑤必須活動の内容の緩和	9 市町村	35 %
⑥集落戦略の内容の簡素化	15 市町村	58 %
⑦集落マスタープランの活動方策の内容の見直し	6 市町村	23 %
⑧交付単価の増額	11 市町村	42 %
⑨加算の充実	2 市町村	8 %
⑩交付金返還規定の緩和	11 市町村	42 %
⑪協定書様式・申請手続きの簡素化等の事務負担の軽減	20 市町村	77 %
⑫その他	4 市町村	15 %

(2) 集落や農用地を維持するための支援や対策

	協定数	割合
①農業の担い手を確保するための支援	22 市町村	85 %
②担い手への農地の集積・集約化のための支援	10 市町村	38 %
③地域外からの定住者等を確保するための支援	7 市町村	27 %
④集落協定の広域化や統合に対する支援	4 市町村	15 %
⑤鳥獣害対策に対する支援	19 市町村	73 %
⑥高収益作物の生産やブランド化、農産物加工に対する支援	2 市町村	8 %
⑦機械の共同利用や農作業の効率化に対する支援	7 市町村	27 %
⑧地域での生活支援活動（高齢者世帯への声掛け、子どもの見守り、買い物支援、雪かき・雪下ろし等）に対する支援	市町村	0 %
⑨地域の各種団体と連携・協力し、地域の農用地を守る仕組みを構築する取組への支援	6 市町村	23 %
⑩都市部の組織や市民との交流活動等や地域情報を発信するための支援	市町村	0 %
⑪地域の活動をサポートする組織や人材を確保するための支援	5 市町村	19 %
⑫農業機械の購入、農業用施設や農産加工施設等の整備に対する支援	8 市町村	31 %
⑬傾斜地において、安全に農作業できる農業用機械の購入に対する支援	9 市町村	35 %
⑭その他	3 市町村	12 %
⑮特になし	市町村	0 %

2の(1)及び(2)について都道府県の所見【必須】

約8割の市町村において、協定書様式・申請手続きの簡素化等の事務負担の軽減が必要と認識していることが読み取れ、国への要望について検討していく必要がある。

2の(1)及び(2)について第三者機関の意見【必須】

具体的な意見

- 申請手続きなどの簡素化を国へ要望すべきではないか。
- 本制度の維持のためにも、集落戦略の内容の簡素化、協定書様式・申請手続きの簡素化等の事務負担の軽減など。サポート・システムの構築を。

3 今後の農地利用や集落機能等

(1) 次期対策

ア 次期対策における協定数

	協定数	割合
①おおむね現状維持が見込まれる	12 市町村	46 %
②若干の減少が見込まれる	12 市町村	46 %
③かなりの減少が見込まれる	2 市町村	8 %
④ほぼすべての協定の廃止が見込まれる	市町村	0 %
⑤協定の統合・広域化が進むことが見込まれる	市町村	0 %
⑥新規の協定や活動再開の協定により、協定数の増加が見込まれる	市町村	0 %

イ 協定数の減少要因

	協定数	割合
①活動の中心となるリーダーの高齢化のため	11 市町村	42 %
②協定参加者の高齢化による体力や活動意欲低下のため	9 市町村	35 %
③地域農業の中心となる者がいないため	5 市町村	19 %
④農業収入が見込めないため	3 市町村	12 %
⑤鳥獣被害増加のため	3 市町村	12 %
⑥事務手続きが負担なため	6 市町村	23 %
⑦交付金の遡及返還が不安なため	4 市町村	15 %
⑧統合の相手先となる協定が近隣にないため	市町村	0 %
⑨協定内の意見がまとまらず、合意形成が困難なため	市町村	0 %
⑩その他	1 市町村	4 %

ウ 集落協定の統合・広域化の推進方針

	協定数	割合
①小規模集落協定に対して周辺の集落協定への統合を推進する	5 市町村	19 %
②高齢化が進んでいる集落協定に対して周辺集落協定への統合を推進する	7 市町村	27 %
③集落協定の規模等に関わらず統合を推進する	2 市町村	8 %
④集落協定に対して周辺の未実施集落の取り込みを推進する	1 市町村	4 %
⑤未実施集落に対する協定締結を推進する	1 市町村	4 %
⑥担い手に対して個別協定に取り組むことを推進する	市町村	0 %
⑦相談があれば対応するが、特段の推進は考えていない	15 市町村	58 %
⑧その他	2 市町村	8 %

(1) のアからウについて都道府県の見所【必須】

リーダーの高齢化等により、約5割の市町村において、協定数の減少の可能性があることが読み取れる。まずは協定の統合・広域化の推進を予定している市町村に対して支援を行う必要がある。

(1) のアからウについて第三者機関の意見【必須】

具体的な意見
● 今後も高齢化で農地の荒廃が進むため、市町村でも優良農地を確保するための集約化が必要ではないか。
● 国際情勢等の不安定の中、農業・農村は、荒廃農地の発生要因の根幹、「高齢化、労働力不足」次いで、「土地持ち非農家の増加」等の分析結果が見込まれる。今後、これらの動向にいかに対応するか、将来にわたる協定数の減少よりもそのテンポの速さは懸念材料である。農村集落全体の取組、連携体制の確立が急がれる。
● ウの推進方針の⑦「相談があれば対応するが、特段の推進は考えていない」が58%の市町村の意向という結果は、とても残念。集落全体をまとめて新たな取り組みを始めるには相当なエネルギーが必要で、少子高齢化している上に日々の農作業等で多忙な方々にそれを求めるのは無理があるのでは。「5. 近隣の集落協定から誘いがあった場合の対応」と「3. 中山間地域等直接支払制度の認知度」で述べたことも加え、一番身近な行政側からの積極的な働きかけと支援が大変重要だと思う。

(2) 5年後（令和10年）の農用地の利用、集落機能等

ア 農用地の荒廃状況

	協定数	割合
①かなり荒廃化が進む	6 市町村	23 %
②やや荒廃化が進む	20 市町村	77 %
③荒廃化しない	市町村	0 %
④荒廃農地の解消が進む	市町村	0 %

イ 集落の寄り合いの回数

	協定数	割合
①今よりも増加する	市町村	0 %
②今と変わらない	10 市町村	38 %
③今よりも減少する	16 市町村	62 %

ウ 集落の各種行事の回数

	協定数	割合
①今よりも増加する	1 市町村	4 %
②今と変わらない	7 市町村	27 %
③今よりも減少する	18 市町村	69 %

(2) のアからウについて都道府県の見所【必須】

全ての市町村が、農用地の荒廃化が進むと認識しており、集落の寄り合いや各種行事も約7割の市町村が、今よりも減少すると認識していることが読み取れる。

(2) のアからウについて第三者機関の意見【必須】

具体的な意見
● 待ったなし、今のままでは当然な見通しだと思う。

4 集落戦略

(1) 集落戦略作成の推進に当たっての苦労

	協定数	割合
①話し合う場を設けることが困難であった	13 市町村	50 %
②協定参加者以外の参集に苦労した	3 市町村	12 %
③話し合いをリードする者の確保など、話し合いを進めることに苦労した	4 市町村	15 %
④担い手が耕作する農地を明確化することに苦労した	5 市町村	19 %
⑤草刈り等の管理のみを行う農地（粗放的利用する農地）を明確化することに苦労した	市町村	0 %
⑥地域の農業を担う担い手の目途が立たない	11 市町村	42 %
⑦地域の寄り合いや行事を主導するリーダーの目途が立たない	4 市町村	15 %
⑧高齢化が進み、10年後の農用地の将来像を考えること自体が難しかった	14 市町村	54 %
⑨協定を広域化したため、どの範囲でどうやって集落戦略を作成するかなどの調整に苦労した	市町村	0 %
⑩その他	市町村	0 %
⑪特になし	2 市町村	8 %

(2) 集落戦略作成の推進に当たっての工夫

	協定数	割合
①アンケートや戸別訪問等により、話し合いの方法を工夫した	7 市町村	27 %
②話し合いをリードする者を活用して進めた	5 市町村	19 %
③関係機関の協力を得て進めた	2 市町村	8 %
④協定参加者が、今後も健在であることを前提として作成を進めた	11 市町村	42 %
⑤担い手やリーダーの確保、農地中間管理機構への農地の貸付等に取り組んでいくことを前提に作成を進めた	4 市町村	15 %
⑥集落戦略の作成範囲を分割し、一つの話合いの単位を小さくして作成した	3 市町村	12 %
⑦その他	1 市町村	4 %
⑧特になし	4 市町村	15 %

4の(1)及び(2)について都道府県の所見【必須】

約5割の市町村が、集落戦略について話し合う場を設けることに苦労したことが読み取れる。

4の(1)及び(2)について第三者機関の意見【必須】

特段の意見なし

5 農村RMOの推進の意向

	協定数	割合
①現在も推進しており、今後も推進する予定	1 市町村	4 %
②現在は推進していないが、今後は推進する予定	9 市町村	35 %
③現在は推進しているが、今後は推進しない予定	市町村	0 %
④現在も推進していないが、今後も特に推進しない予定	13 市町村	50 %
⑤その他	3 市町村	12 %

5について都道府県の所見【必須】

約4割の市町村が今後、推進する予定としていることが読み取れる。

5について第三者機関の意見【必須】

具体的な意見

- 地域運営のための農村RMOを模索すべきではないか。
- 農村RMO＝「農村型地域運営組織」に取り組む関係差やの知的向上を図り、農村RMOに関する普及啓発等の理解を深めること。そして集落地域の未来を創るヒントになる各地の取組事例の紹介や支援（補助金など）策に関する情報の確保とコミュニティの維持・活動に資する取組を行う。
- 万能な解決策ではないだろうが、有効な手段だと思われる。行政も地域も積極的に情報を入力・共有して、今までの制度の改善と合わせてその地域の事情に合った活用ができればいいと思う。